

# かつしか 区議会だより

## 第1回定例会

2月	16日	本会議（議案の付託等） 予算審査特別委員会
	17・18・21・24日	常任委員会（建設環境、保健福祉、文教、総務）
	25日	議会運営委員会
	28日	本会議（代表質問・一般質問）
3月	1日	本会議（一般質問、議案の付託・議決等） 議会運営委員会
	4・7～10・14日	予算審査特別委員会
	15～17・22日	常任委員会（保健福祉、建設環境、文教、総務）
	23～25日	特別委員会（区民サービス向上対策、危機管理対策、都市基盤整備）
	29日	議会運営委員会
	30日	本会議（議案の付託・議決等） 常任委員会（保健福祉） 議会運営委員会

主な内容 2・3面…代表質問 3・4面…一般質問 5～7面…予算特集 8面…可決された議案ほか

No.253 令和4年（2022年）4月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



白鳥南公園の花壇と河津桜（3月17日撮影）

## 令和4年度予算が成立

### ロシア連邦によるウクライナ侵攻の 中止を求める決議を全会一致で可決

今回の定例会では、区長の所信表明を受け、4会派からの代表質問と、10名の議員から一般質問が行われました。また、令和4年度葛飾区一般会計予算をはじめとする区長提出議案等38件とロシア連邦によるウクライナ侵攻の中止を求める決議など、議員提出議案2件が可決されました。

## 可決された決議・意見書（要旨）

今回の定例会では次の決議1件、意見書1件を可決し、関係機関に送付しました。

### ロシア連邦によるウクライナ侵攻の中止を求める決議

ロシア連邦のプーチン政権によるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損ない、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。さらに、国際社会が核兵器のない世界の実現へと進む中、核兵器の使用を示唆する行為は、核軍縮の機運を後退させるものであると言わざるを得ない。これらの行為は、非核平和都市として、広島・長崎の惨禍を再び繰り返すことがないように核兵器の根絶と世界の恒久平和を願う46万人の区民の心を踏みにじるものであり、断じて容認することはできない。

よって、葛飾区議会は、ロシア連邦に対し、ウクライナへの侵攻、軍事行為を直ちに中止することを強く求める。

### 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種を拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を3%程度（月額9千円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。この介護職員の処遇改善においては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業者毎の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとする必要がある。

よって、本区議会は政府に対し、次の事項の早期実現に向けた取組を強く求める。

①臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。

②「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法については、事務職員等も含めて法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。

③原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを合わせた人件費をベースにした事業者毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化を検討すること。また、人材確保に係る事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。